

仁木町民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仁木町における行政課題を解決するための民間提案制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、民間提案制度とは、行政課題の解決に当たり、一定の条件を満たす者から企画、アイデア等の提案（以下、「企画提案」という。）を求めることにより、当該課題の解決に最も適した提案事業者を特定する制度をいう。

(対象業務)

第3条 民間提案制度によることができる業務は、次の各号のいずれかに該当するものであって、民間事業者の創意工夫や資金等を活用することが有効・有益と判断される業務とする。

- (1) 民間事業者の経営ノウハウや柔軟な発想により、地域の活性化やシティプロモーションに寄与する業務
- (2) 民間事業者がサービスの提供主体となることで、民間の特性を生かし町民サービスの向上や公共負担の削減等に寄与する業務
- (3) 公共施設の利活用（民間事業者による使用、貸借及び売買等を含む。）
- (4) 高度な企画力、技術力、開発力及び経験を求められる業務
- (5) 本町において発注仕様を定めることが困難である等、標準的な業務の実施手続が定められていない業務
- (6) 前各号に掲げるものの他民間提案制度に基づき執行することが適当であると認める業務
(提案事業者の資格)

第4条 次の各号に掲げるものは、提案事業者になることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその役員を含む。以下同じ。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- (5) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市町村税等の滞納がある者

- (6) 町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者
 - (7) 政治活動や宗教活動を主な目的としている者
 - (8) その他町長が適当でないと認める者
- (実施要領の策定)

第5条 当該業務を所管する課等（以下、「所管課」という。）の長は、本提案制度により事業者を募集するときは、当該業務に係る実施要領を定めるものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 当該業務の目的及び内容（業務名、事業概要、予算概要、所管課等）
 - (2) 参加資格要件
 - (3) 企画提案書作成要領（提案内容、提案書等の様式、提出方法、提出先、提出部数、作成上の注意事項等）
 - (4) 審査方法、評価基準等（ヒアリングやプレゼンテーションを実施する場合はその内容）
 - (5) スケジュール（公募期間及び提案書の提出期限等）
 - (6) 前各号に掲げるものの他、必要な事項
- 2 所管課長は、実施要領を作成した後速やかに第7条の規定により設置する委員会に報告し、必要に応じて意見を求めることができる。

(募集)

第6条 町長は、民間提案制度を実施する場合は、前条で定めた実施要領を仁木町ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

(審査委員会)

第7条 提案の審査を公平かつ適正に審査するため、仁木町民間提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の委員数は、5人以上とし、その構成は次のとおりとする。

委員長 副町長

委員 所管課長

企画課長

その他委員長が指名する課等の長

- 3 審査委員会は、提案内容を公平かつ適正に審査するために必要があると認めるときは、外部の有識者等をオブザーバーとして参加させ、意見を求めることができる。

- 4 委員会の庶務は所管課が担当する。

(提案事業の採択)

第8条 審査委員会は、実施要領で定める審査方法・評価基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション等の内容審査及び評価を行い、最適な提案事業者を特定する。ただし、全ての企画提案について、行政課題の解決が十分に達成できないものであると判断したときは、提案事業者を特定しないものとする。

- 2 審査委員会は、採択した提案事業を委託させる場合の受託者の選定基準及び事業期間についての提言（以下、「審査委員会の提言」という。）を行うことができる。
- 3 審査委員会は、同条第1項で決定した後速やかに、審査結果及び審査委員会の提言内容（以下、「審査結果等」という）を町長に報告する。
- 4 町長は、報告を受けた後速やかに、提案事業者に対して審査結果等を通知するとともに、仁木町ホームページへの掲載その他の方法により公表する。
- 5 前項の通知に対して、採択されなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に所管課へ説明を求めることができる。

（受託者の選定）

第9条 町長は、採択事業を実施する場合において、審査委員会の提言を尊重しながら、受託者を選定する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、民間提案制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月2日から施行する。